

# 四国理学療法士学会運営規程

## 〔目的〕

第1条 この規程は四国理学療法士学会評議委員会規程を補完し、四国理学療法士学会における運営等を明確にすることを目的とする。

## 〔定義〕

第2条 四国理学療法士学会とは、四国理学療法士会会則第4条に定める事業の一環として、四国理学療法士学会（以下、「学会」という）が開催する理学療法に関する学術・技術・教育の研究並びにこれに関する学術研究成果の発表、討議及び最新の学術的知見を研究、学習する場をいう。

2 学会主催は公益社団法人日本理学療法士協会 四国理学療法士会とし、学会運営は担当士会による開催とする。

3 組織等は、四国理学療法士会会則並びに細則に従って選出、運営する。

## 〔費用〕

第3条 学会の開催にあたっては、以下に挙げる費用をもって、その運営に充てる。金額等については別表に定める。

- (1) 参加費（会場整理費）
- (2) 広告料
- (3) 展示料（会場に応じた金額設定とする）
- (4) 協賛金（協会援助金、士会分担金）
- (5) その他

## 〔会計〕

第4条 学会の会計においては、以下の勘定科目を設ける。

1. 収入の部
  - (1) 援助金
  - (2) 士会分担金
  - (3) 参加費（会場整理費）
  - (4) 広告費
  - (5) 展示費
  - (6) その他
2. 支出の部
  - (1) 会場費
  - (2) 印刷費
  - (3) 講師料（旅費交通費含む。日本理学療法士協会謝金規程に準ずる）

- (4) 通信費
- (5) 会議費
- (6) 運営費
- (7) 消耗品費
- (8) その他

〔事業及び決算の報告〕

第 5 条 学会長は、学会終了後、事業報告及び決算報告を四国理学療法士学会評議委員会及び四国理学療法士会連絡協議会 に報告し、承認を得なければならない。

〔補則〕

第 6 条 この規程を改廃・変更しようとするときは、学会評議委員会の審議を経て、四国理学療法士会連絡協議会の承認を得なければならない。

〔付則〕

- 1 この規程は平成 29 年 11 月 25 日より施行する。

別表1. 参加費

- ※ 会員とは、四国理学療法士会会員をいう。
- ※ 学生は、学生証にて確認する。また、学生には大学院生は含まない。
- ※ 会員外で、抄録集を希望する者には、500円で販売する。

区 分		事前登録	当日参加
会 員	入会4年目以上	4,000円	5,000円
	入会3年目以下	2,000円	5,000円
会員外	他ブロック	5,000円	5,000円
	一般	-	8,000円
学 生	理学療法・作業療法・言語聴覚療法各養成校	-	500円

別表2. 謝金及び原稿執筆料

- ※ 講師等の謝金は、日本理学療法士協会謝金規程に準ずる
- ※ 医師の謝金は、原則、100,000円を上限とする。

原稿執筆料（※抄録集は、講師謝金に含む）	金 額
原稿用紙 12枚程度	20,000円
原稿用紙 24枚程度	40,000円

別表3. 広告料

- ※ 抄録集及び学会誌へ掲載

区 分		金 額
裏表紙	1ページ	60,000円
表紙裏	1ページ	50,000円
裏表紙裏	1ページ	40,000円
後 付	1ページ	30,000円
後 付	1/2ページ	15,000円